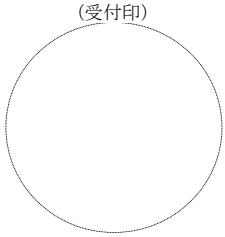


商品である軽自動車等について（届出）【令和 年度分】

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長



納税義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	電話番号	— —
	古物商 許可番号	第 号

下記の車両は、京都市市税条例第69条第1号に規定する「商品であって使用しない」軽自動車等に該当するので届け出ます。

なお、届出内容に変更等があったときは直ちにその旨を届け出ます。

No.	車両番号又は標識番号	取得年月日	事務処理欄(納税者コード)
1	京都	年 月 日	
2	京都	年 月 日	
3	京都	年 月 日	
4	京都	年 月 日	
5	京都	年 月 日	
6	京都	年 月 日	
7	京都	年 月 日	
8	京都	年 月 日	
9	京都	年 月 日	
10	京都	年 月 日	
11	京都	年 月 日	
12	京都	年 月 日	
13	京都	年 月 日	
14	京都	年 月 日	
15	京都	年 月 日	

◆ 以下は、2枚以上ある場合は、1枚目のみ記入 ◆ 届出者が納税義務者の場合は、住所・氏名の記入不要

届出者	<input type="checkbox"/> 納税義務者	<input type="checkbox"/> 従業員又は家族 (氏名)
	<input type="checkbox"/> その他	住所) 氏名)

- ※ 事務確認欄 車検証の写し (軽自動車、小型二輪)
- 届出済証の写し (軽二輪) 古物商許可証又はその写し
- ※ 前年度以前への課税免除の遡及はできません。
- ※ 代車やレンタカー・レンタルバイク等、対象外の車両は届出できません。

裏面の注意事項も御確認下さい。

交付	審査	後方	受付

商品車の届出についての注意事項

1 商品車とは「商品であって使用しないもの」です

販売を目的として取得し、一定の場所に置かれ、使用されていない車両（※）であり、それ以外の車両は、商品車の届出の対象外です。

【届出対象外の事例】

- ・試乗車
- ・代車
- ・社用車（サービスカー等、販売店の業務で使用している車両）
- ・「わ」ナンバー等のレンタカー・レンタルバイク

（※）古物商許可証の名義人が所有する車両であること

（許可証名義が法人の場合は、当該法人又はその代表者が所有する車両）

（注）使用の本拠の位置や定置場が京都市外の車両は、当該市町村にお問い合わせ下さい。

2 届出に必要なもの

- （1）必要事項を記入した届出書
- （2）古物商許可証、又は、その写し
- （3）自動車検査証（車検証）の写し（軽自動車・二輪の小型自動車の場合）
- （4）軽自動車届出済証の写し（二輪の軽自動車の場合）
- （5）届出者欄には、届出者が、従業員や家族の場合は氏名を、それ以外の場合は住所・氏名を記入してください。

3 届出が2年目以上となる車両は、追加で次のもの等の提出を求められます

- （1）古物台帳等の写し
 - （2）展示されていることが分かる写真
 - （3）走行距離のメーター表示が確認できる写真
- （※）後日、京都市軽自動車税事務所（分室）から連絡があります。

4 届出期間

4月1日から10日（10日が閉庁日の場合は次の開庁日）まで

なお、4月11日以降の届出も受け付けますが、納税通知書が送付されますので、誤って納付しないようご注意ください。

5 届出窓口

京都市軽自動車税事務所、同分室

6 郵送による場合の送付先（4月10日までに到着のこと）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

京都市軽自動車事務所（分室） 電話：（075）213-5467